

【流山市指定給水装置工事事業者指定申請(更新)のご案内】

令和元年10月1日より、水道法が一部改正され、無期限の指定から、5年ごとの更新となりました。このことにより、有効期間内に更新を受けなければ、期間の経過によって、その効力が失われることになります。

1.更新申請書類

申請書	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	表裏ともに記入
機械器具調書(別表)	
誓約書(様式第2号)	
指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項調査票	※1
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3号)	※2

※1 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項調査票の回答内容により指定が取り消されることはありません。お客様の利便の向上および給水装置工事に係るトラブル防止のため、調査への回答をお願いします。

※2 新たに主任技術者を選任・解任する場合は必ず提出してください。

※3 更新時に変更がある場合は、給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10号)及び給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3号)の該当する届出書を一緒に提出してください。

※4 書式のダウンロードは、流山市ホームページ「水道工事(給水装置工事)」について(ページ番号:1002011)」にあります。(印刷できない等の場合は、水道工務課にご連絡下さい。)

2.添付書類

法人	個人	添付書類	備考
○		定款又は寄付行為の写し	直近のもの(原本証明のあるもの)
	○	住民票の写し (外国の方は「外国人登録証明書」の写し)	発行から6か月以内のもの
○		登記簿謄本または記載事項証明書	発行から6か月以内のもの
○	○	選任される主任技術者の免状または技術者証の写し	
○		主任技術者の在職証明又は社会保険証の写し	

3. 更新手続きの流れ

- ① 「指定給水装置工事事業者の指定更新受付期間についてのお知らせ」を送付します。(水道工務課)
- ② 受付期間内に、上下水道センターにて更新の受付をしてください。
(事業者様)
※受付期間は、「指定給水装置工事事業者の指定更新受付期間についてのお知らせ」に記載されています。更新申請は、原則窓口受付のみで郵送による受付は行っておりません。(遠方の方はご相談ください。)
- ③ 更新申請書類の審査をします。(水道工務課)
- ④ 納入通知書と通知文(「流山市指定給水装置工事事業者更新手数料の納付について」)を送付します。(水道工務課)
- ⑤ 納入期限内に、取扱金融機関で更新手数料を納入し、指定証の引換期間内に、上下水道センターにお越し下さい。(事業者様)
※領収書(コピー可)と古い指定証を必ず持参してください。
※引換期間は、納入通知書とともに送付する通知文(「流山市指定給水装置工事事業者更新手数料の納付について」)に記載されています。
- ⑥ 領収書(コピー可)で納入確認後、古い指定証と引き換えに、新しい指定証の交付をします。(上下水道センター)

4. 更新申請及び指定書の交付先

住所 流山市おおたかの森西一丁目19番地

名称 流山市上下水道局内 上下水道センター(1階)

電話 04-7159-9925

※原則、窓口の対応のみの手続きで、郵送による受付は行っておりません。

5. 手数料

更新手数料 10,000円

※納付場所及び納付期限につきましては納付書をご覧ください。

6. 書類記入の注意事項

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定申請(様式第1号)について

		法人	個人
表面	申請者	登記簿謄本のとおり記入。	住民票の写しのとおり記入。
	役員	代表取締役を記入。	記入不要。

	事業の範囲	登記簿謄本の目的欄を参照に記入。	所得税の確定申告欄を参照して記入。
裏面	事業者の名称及び所在地	表面の申請者と同じ場合でも記入。 事業所が複数ある場合はその事業所も記入。	
	給水装置工事主任技術者の氏名及び交付番号	選任される給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号を記入。	

(2) 器具調書(別表)について

国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。

- ・管の切断用の機械器具:金切りのこ等
- ・管の加工用の機械器具:やすり、パイプねじ切り器等
- ・管の接合用の機械器具:トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

(3) 誓約書(様式第2号)について

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの。
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・水道法(第25条の11第1項)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの。